

===◎福祉政策動向（速報）【全社協 政策委員会】2011. 6. 23（木）===

◆この速報は、政策委員会委員・幹事、都道府県・指定都市社会福祉協議会、関係部・所長・広報室員に配信しています。

◆新聞記事についての詳細をご覧になりたい場合は記事番号をご連絡ください。メールにてお送りします。

○「総合特別区域法」成立

22日、「総合特別区域法案」が参議院本会議で可決、成立した。

同法は、民間事業者の特別養護老人ホームの設置を認める内容を含んでいる。

⇒「総合特別区域法」提出時の法律案はこちら

http://www.shugiin.go.jp/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g17705027.htm

○「税制改正法」成立

「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」が、22日の参議院本会議で可決、成立した。

これは、認定NPO法人および公益法人（公益社団法人、公益財団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人等）に対する寄付について、新たに税額控除の仕組みを導入するものである。

ただし、上記法人が「その運営組織及び事業活動が適正であること並びに市民から支援を受けていることにつき政令で定める要件を満たすものに限る」とされており、その要件は、次のように定めることが想定されている。

①「総収入に占める寄付の割合が5分の1以上」（寄付金等収入金額/総収入金額・補助金・委託金等公費）が5分の1以上）

②「3,000円以上の寄付を100人以上から受ける」

今回の税制改正により、個人が認定NPO法人、公益法人等に寄付した金額のうち2,000円を超えた分について、40%を所得税から控除することができることとなった。

なお、社会福祉法人の寄付に対する従来の所得控除は、現行のまま維持され、税額控除の要件にあてはまる法人の場合は寄付者がどちらか（所得控除か税額控除）を選択できることとなっている。

⇒「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」の提出時の法律案はこちら

http://www.shugiin.go.jp/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g17705082.htm

以上

社会福祉法人 全国社会福祉協議会・政策企画部

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

T E L 03-3581-7889 z-seisaku@shakyo.or.jp